

大洗鷗松亭

平成29年4月から
宿泊補助拡大！

宿泊利用助成とJTBベネフィット宿泊補助が併用できます！

1人1泊当たり最大 **8,500円** 助成！
(通常時期でも 6,000円助成)

平成29年4月から当組合保養所「大洗鷗松亭」を宿泊利用した際に、これまでの宿泊利用助成と併せて、福利厚生アウトソーシング委託業者である「株式会社JTBベネフィット」の宿泊補助が併用できることとなります。

なお、株式会社JTBベネフィットの宿泊補助を大洗鷗松亭に利用する場合、宿泊補助券の交付申請手続きが必要となりますので、ご注意ください。



	共済組合の宿泊利用助成	JTBベネフィットの宿泊補助
利用対象者	組合員、組合員の被扶養者、組合員と同居する家族、実父母、義父母 ※任意継続組合員を含みます。	組合員および二親等以内の方 ※任意継続組合員は除きます。
助成金額	大人5,500円 小学生3,500円(未就学児は対象外)	3,000円(7月1日～9月30日) 500円(上記以外の期間)
申請先	組合員はお勤め先の共済事務担当課へ、任意継続組合員は共済組合福利厚生課(TEL029-301-1412)に交付申請してください。	JTBベネフィット会員証を準備して、JTBベネフィットサービスセンター(TEL03-5646-5540またはフリーコール 0120-924-033)へ電話にて、「大洗鷗松亭宿泊補助券」の交付申請してください。 JTBベネフィット「えらべる倶楽部」会員サイトからも交付申請ができます。 ※交付申請後、宿泊補助券がご自宅に届くまで10日程度かかります。
年間制限	なし	組合員1人あたり年間 10人泊 ※JTBベネフィットの宿泊対象商品と合わせて年間10人泊となります。
利用方法	①大洗鷗松亭に宿泊の予約⇒②宿泊利用助成券の交付申請⇒③宿泊利用助成券の受理⇒④JTBベネフィットへ宿泊補助券の交付申請⇒⑤JTBベネフィット宿泊補助券の受理⇒⑥チェックインの際に、助成券と補助券を提示してください。	

	共済組合の宿泊利用助成	JTBベネフィットの宿泊補助
その他	助成券裏面の「助成券使用時の注意」をご一読いただき、適正利用にご協力ください。	電話での交付申請は、3月21日(火)からになります。 JTBベネフィット「えらべる倶楽部」会員サイトでの交付申請は4月1日(土)からになります。 交付申請後、宿泊補助券がご自宅に届くまで10日程度かかりますので余裕をもってお申し込みください。
注意事項	JTBベネフィットは年間10人泊の制限がありますので、補助額3,000円の対象期間を上手にご利用ください。 また、大洗鷗松亭と他の宿泊施設の増額期間が異なりますので、ご注意ください。 大洗鷗松亭増額期間7月1日～9月30日 他の宿泊施設の増額期間 7月14日～9月25日、12月22日～1月8日	



福利厚生アウトソーシング事業のサービス内容の変更について

○宿泊補助について

平成29年度からJTBベネフィット宿泊補助泊数が下記のとおり変更となりますので、ご案内します。

変更内容

平成28年度
組合員1人あたり15人泊まで



平成29年度～
組合員1人あたり10人泊まで

※人泊とは利用対象者(組合員および2親等内の方)1人1泊と数えます。

○コナミスポーツ特典割引について

平成29年度から特典割引の適用が廃止となります。

お問い合わせ先 福利厚生課(施設企画係) TEL 029-301-1412